

「いじめ防止基本方針」

～いじめを見逃さない・

風通しのよい学校づくり～

令和6年度

かほく市立七塚小学校

目次

第1	いじめの理解	2
1	いじめの定義	
(1)	いじめの態様	
(2)	留意点	
(3)	いじめ四層構造	
(4)	いじめの転化	
(5)	いじめる側の心理	
(6)	犯罪につながるいじめ	
2	いじめの防止等に関する基本姿勢	7
(1)	基本姿勢	
(2)	いじめ問題対策チームの設置	
①	目的	
②	構成	
③	役割	
第2	いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	10
1	いじめの未然防止	
(1)	発達支持的生徒指導	
(2)	いじめを許さない雰囲気づくり	
(3)	「わかった・できた」が感じられる授業づくりの推進	
(4)	自己有用感や自己肯定感の涵養	
(5)	道徳教育や人権教育の充実	
(6)	児童会・生徒会などが中心となる取組	
(7)	情報モラル教育の充実	
2	いじめの早期発見	12
(1)	アンケート調査や教育相談の実施	
(2)	教師と児童の信頼関係の構築	
(3)	家庭や地域との連携	
(4)	校内研修の実施	
(5)	年間指導計画表	

3	いじめへの対処	15
	(1) 組織的な指導体制の確立	
	(2) 関係機関との連携	
	(3) いじめの解消	
4	重大事態への対処	16
	(1) 重大事態の発生と報告	
	① 重大事態の意味	
	② 重大事態の報告	
	(2) 重大事態の調査	
	(3) 調査結果の提供及び報告	
	① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供	
	② 調査結果の報告	
5	インターネット上のいじめへの対応	17
	(1) ネットいじめの特徴について	
	(2) ネットいじめの未然防止・早期発見について	
	(3) ネットいじめの対応について	
	(4) 削除依頼等の手順について	
第3	いじめの早期発見および対処に関する留意事項	20
1	いじめの早期発見に関する留意事項	
	(1) 学校で分かるいじめ発見のポイント	
	(2) 家庭で分かるいじめ発見のポイント	
2	いじめへの対処に関する留意事項	
	(1) いじめを受けている児童への対応	
	(2) いじめを行っている児童への対応	
	(3) いじめを受けている児童の保護者への学校の対応	
	(4) いじめを行っている児童の保護者への学校の対応	
	(5) 周りでみていた児童への学校の対応	
3	学校いじめ防止基本方針の公表	26
4	主な相談機関の案内	26

第1 いじめの理解

1 いじめの定義

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

さらに、最近のいじめはスマートフォンやゲーム機などの電子情報端末機器の普及により、一層見えにくくなっている。

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「いじめ防止対策推進法」】

(1) いじめの態様

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(国の基本方針：文部科学省)

(2) 留意点

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ・ いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合においてその全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。下記のような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
- ・好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合。
- ・軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合。

ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「いじめ問題対策チーム」において情報共有することは必要である。

（３）いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする

存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、その中からいじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



（４）いじめの転化

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

(5) いじめる側の心理

いじめの衝動を発生させる原因として、以下等が挙げられる。

- ①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
- ②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
- ③ねたみや嫉妬感情
- ④遊び感覚やふざけ意識
- ⑤金銭などを得たいという意識
- ⑥被害者となることへの回避感情

(6) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、児童生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・同級生の腹を殴ったり蹴ったりする→「暴行」（刑法第 208 条）
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる→「傷害」（刑法第 204 条）
- ・プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする→「暴行」（刑法第 208 条）
- ・学校に来たら危害を加えると脅す・脅すメールを送る→「脅迫」（刑法第 222 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる→「強要」（刑法第 223 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる→「恐喝」（刑法第 249 条）
- ・教科書等の所持品を盗む→「窃盗」（刑法第 235 条）
- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る→「強盗」（刑法第 236 条）
- ・自転車を故意に破損させる→「器物損壊等」（刑法第 261 条）
- ・校内や地域の壁や掲示板、インターネット上のサイトに実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
→「名誉毀損」（刑法第 230 条）、「侮辱」（刑法第 231 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る→「不同意わいせつ」（刑法第 176 条）
- ・児童生徒の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→「児童ポルノ提供等」（児童買春・児童ポルノ禁止法第 7 条）

2 いじめの防止等に関する基本姿勢

(1) 基本姿勢

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

- ・いじめは、「どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識すること

全ての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした事前の働きかけ（未然防止の取組）を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることを認識すること。

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること

いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すとともに、いじめている児童生徒については、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとることを示すこと。

- ・児童生徒一人一人を大切にす意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること

教職員の言動が、児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること

一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと

- ・定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること

児童生徒が発するサインを見逃さないよう、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努めるとともに、児童生徒の実態に合わせた定期的なアンケート調査、個人面談等を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

(2) いじめ問題対策チームの設置（常設）

① 目的

いじめの早期発見・早期対応に向けて、普段からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

② 構成

校長をトップに、教頭・教務主任・生徒指導主事・特別支援コーディネーター・養護教諭等とし、外部からスクールカウンセラー・いじめ対応アドバイザー等の専門的知識を有する者等を加え構成する。

校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織図に位置づける。

③ 役割

ア 未然防止の推進など学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施，進捗状況の確認・定期的検証

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・いじめの防止等に向けた具体的な取組の進捗状況の確認・検証
- ・取組の実施中の記録や実施後の振り返り状況の確認
- ・授業時間・休み時間や放課後の定期的な校内巡視と情報の共有・報告等

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・全ての教職員に対する学校いじめ防止基本方針の周知と啓発
- ・PDCAサイクルにおける取組の検証と改善策の共通理解
- ・各種調査や教育相談の内容・方法の検討及び結果の分析
- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示等

ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発，意見聴取

- ・児童や保護者・地域に対する学校いじめ防止基本方針の周知と啓発
- ・児童会が主体となった取組の推進
- ・学校におけるいじめ相談窓口の設置と児童・保護者等への周知
- ・PTAや関係機関等との日常的な情報交換と相談しやすい関係の構築等
- ・学校評価による目標達成状況の把握と保護者・地域住民・関係機関等の参画を得た基本方針の見直し

エ 個別面談や相談の状況把握及びその集約

- ・各種調査や個人面談の進捗状況の把握
- ・相談事例の集約と内容の分析 等

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

- ・関係教職員の招集及び役割分担
- ・教職員からの情報収集及び整理 等

カ 発見されたいじめ事案への対応

- ・対応方針の決定及び関係教職員への指示
- ・教育委員会への報告・相談
- ・対応の進捗状況確認と関係教職員への助言や支援
- ・関係機関への協力要請
- ・スクールカウンセラーやいじめ対応アドバイザーの活用
- ・いじめの解消の判断と事後の見守り 等

キ 重大事態への対応

- ・教育委員会への報告・相談
- ・教育委員と連携した対応 等

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの未然防止

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、学校長のリーダーシップの下、全ての教職員が取り組む。

(1) 発達支持的生徒指導

全ての児童生徒を対象に、授業をはじめとした全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものである。このことを踏まえ、「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指し、発達支持的生徒指導に努める。あくまでも、児童が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点をもって関わっていく。

【取組】

- ・「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校・学級づくりを目指す。
- ・児童生徒の間で人間関係が固定化されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
- ・「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育むとともに、「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。

(2) いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

教職員の不適切な認識や言動により、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりしないよう十分注意する。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを受けている児童を孤立させ、いじめを深刻化させるので、指導の在り方には細心の注意を払う。

【取組】

- ・HP、生徒指導だよりを通じ、いじめに対する意識の向上や地域との連携を図っていく。
- ・全校集会や放送等で、いじめ防止に対する啓発活動を行う。

(3) 「わかった・できた」が感じられる授業づくりの推進

児童が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとなりやすい。児童一人一人のよさを大切に、達成感・充実感が味わえるような授業を心がける。学習指導に際しては、児童に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の場を与

え自己の可能性の開発を援助することの4つの視点（生徒指導の視点）に留意して行う。

【生徒指導の実践上の4つの視点】

- | | |
|-------------|---------------|
| ・ 自己存在感の感受 | ・ 共感的な人間関係の育成 |
| ・ 自己決定の場の提供 | ・ 安全・安心な風土の醸成 |

【取組】

- ・ 生徒指導の視点を生かした授業を実践し、児童の自己有用感や温かな人間関係を育てていく。
- ・ 校内研究テーマに沿って研究授業を行い、教職員相互で授業を参観し合う。
- ・ 児童同士のペア・グループ学習を活用して、互いの考えを表現したり聞き合ったりする場を設定する。
- ・ 学習目標を毎月設定して、共通理解を図りながら学習を進めていく。

(4) 自己有用感や自己肯定感の涵養

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている・満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

【取組】

- ・ 授業や学習活動を通して、発達段階や個に応じた目標を設定し、個々の努力や伸びを認める声かけを行い、自己の成長について気づくことができるようにする。
- ・ 委員会や係活動の諸活動および学校行事を通じて、一人一人に役割を与え、満足感や充実感を味わえるように指導や声かけを行う。

(5) 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実を図る。

【取組】

- ・ 道徳教育年間計画を作成し、各教科や特別活動等との関連を意識した教育活動を進める。
- ・ 発達障害を含む障害のある児童生徒についての情報を共有し、障害の特性への理解を深め、スクールカウンセラー等の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。

- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について教職員への正しい理解の促進を図るとともに必要な対応をとる。

(6) 児童会・生徒会などが中心となる取組

児童会・生徒会が中心となり、児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、議論する活動を推進する。そして、「いじめを絶対に許さない」という意識を児童生徒一人一人につけ、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。

【取組】

- ・運動会や6年生を送る会等でより多くの児童に役割を与える。
- ・児童会の委員会活動等を充実させる。

(7) 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について理解させるなど、情報モラル教育を児童生徒の発達段階に応じて推進する。また、携帯電話・インターネット等の利用の問題に関しては、家庭との連携を図り、適切に指導を行う。

【取組】

- ・年間指導計画に基づき、インターネットの活用方法と危険性等を指導する。
- ・個人用タブレットPCの利用のきまりを通じて、インターネット利用のルールやマナーの啓発を図る。

2 いじめの早期発見

児童のささいな変化に目を向け、気付いた情報を確実に共有し、情報に基づき速やかに対応する。児童の変化に気付かずにいじめを見逃したり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないように注意する。

(1) アンケート調査や個人面談の実施

定期的なアンケート調査や個人面談を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり、実施した後にいじめが起きたりする場合があることに留意する。

【取組】

- ・「いじめアンケート」「ハートチェックアンケート」「i-check アンケート」を実施し、結果について共通理解を図る。
- ・各種調査結果をもとに、児童理解の会やいじめ対応アドバイザーを交えた研修会を開催し、共通理解を図る。
- ・個人面談を実施し、実態把握を行う。

(2) 教師と児童の信頼関係の構築

いじめの早期発見のためにも、児童との日常的な人間関係づくりに努める。休み時間や放課後等での会話や声かけなどを通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。

なお、児童が教職員に相談した場合に、後で話を聞くと行って対応しないなど、その思いを裏切ったり踏みにじったりしないよう、十分注意する。

【取組】

- ・児童の細やかな見取りを通して些細な変化を感じ取ったり、児童との会話や声かけ等を行ったりすることで、いつでも相談できるように児童との日常的な信頼関係を構築するよう努める。
- ・児童や保護者からの訴えがあった場合は、迅速かつ丁寧な聞き取りのもと、組織的に対応する。

(3) 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、各地区の区長さんや学校安全委員等とも連携を密に行い、家庭や地域と一体になって児童を見守り、健やかな成長を支援する。

【取組】

- ・保護者懇談において、児童の状況について情報交換する。
- ・学校安全委員会を開催し、学校内外の児童の様子や生活環境について情報交換する。
- ・学校便り・学年便り・生徒指導便り等の発行やHPを通じて学校内での児童の様子を伝える。

(4) 校内研修の実施

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に1回以上、年間計画に位置づけ、いじめを含め生徒指導上の諸問題等に対応する校内研修を行う。

【取組】

- ・各種調査の結果をもとに、事例検討会を開催し、いじめの防止等の具体的な取組の検証を行う。
- ・いじめ対応アドバイザーを招き、いじめの防止や学級経営等についての研修を行う。

(5) 年間指導計画表

月	学校行事等	いじめの防止等に関わる取組							
		①授業改善に関わる取組	②道徳教育や人権教育等の充実	③自己有用感や自己肯定感を育む取組	④児童会の取組	⑤情報モラル教育の充実	⑥アンケートや個人面談	⑦校内研修の実施	⑧家庭や地域との連携
4	始業式・入学式 PTA総会 授業参観	重点の確認 1学期の取組の 共通理解	重点項目の確認 道徳の年間指導 計画表の作成		児童会目標作成 あいさつ運動	情報モラル教 育年間指導計 画の確認	個人面談	生徒指導全体会 児童理解全体会	学校いじめ防止 基本方針の周知
5							ハートチェック		
6	授業参観						いじめアンケート i-checkアンケート 個人面談	生徒指導研修会	学校安全委員会
7	終業式	取組の分析・改 善点の明確化					学校評価		
8		2学期の取組の 共通理解							
9	始業式 運動会			運動会の充実・ 活動のふり返り			ハートチェック	児童理解全体会 生徒指導研修会	
10				マラソン大会	前期ふり返り		いじめアンケート 個人面談		
11	授業参観		道授業参観				ハートチェック		
12	終業式	取組の分析・改 善点, 3学期の 取組の共通理解	人権週間の取組				学校評価		
1	始業式 授業参観					ネットいじめ 防止講演会	ハートチェック		
2	6年生を送る会	取組の分析・改 善点の明確化	道徳教育の全体 計画・年間指導 計画の見直し	6年生を送る会 の充実・ふり返り		情報モラル教 育の年間指導 計画の見直し	いじめアンケート 個人面談		学校安全委員会
3	卒業式 修了式	次年度の重点の 確認	次年度の重点項 目の確認		後期ふり返り		赤ファイル印刷	生徒指導全体会	
通 年		生徒指導の視点 を生かした授業 改善	年間指導計画に基 づく道徳の時間の 実施 道徳便り	児童会活動の充実 あいさつの推進 よいとこ見つけ	生活目標の取組 指導事項を意識 した活動	年間指導計画 に基づく情報 モラル教育の 実施	赤ファイルの記 入と確認	校内OJT 情報共有タイム 情報記録タイム	生徒指導だより 保護者への連絡

3 いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上など、児童の人格の成長に目を向けた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(1) 組織的な指導体制の確立

校内に、「いじめ問題対策チーム」を組織する。いじめの発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有し、その後は、組織的に対応する。普段から、組織的な対応ができるよう、体制を整備する。いじめを把握しているのにいじめ問題対策チームに報告を行わないことは、法に違反することを全教職員で共通理解しておく。

(2) 関係機関との連携

いじめを認知した際、校長は、責任をもってかほく市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

いじめを行う児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童を徹底的に守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに津幡警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、警察等の関係機関と適切な連携を図るため、普段から、情報共有体制を構築しておく。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの条件を満たす必要がある。ただし、以下の条件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮し判断するものとする。

ア 解消の二条件

- ・いじめに係る行為が止んでいること
- ・被害児童生徒に対する、心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3か月は続いていること。

ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要とされる場合は、「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定するものとする。

- イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・被害児童生徒本人に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

【解消後の見守りの重要性】

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については 日常的に注意深く継続して観察する必要がある。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

国の「いじめ防止基本方針及び重大事態ガイドライン」により適切な対応を行う

① 重大事態の意味

ア 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- 「相当の期間」の目安は年間30日
- 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

※児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童や保護者からの申立ては、極めて重要な可能性があることから、調査しないままいじめの重大事態ではないと断定できないことに留意する。

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合、学校は、直ちに教育委員会を通じて市長に報告する。

(2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。

いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査を実施する際は、いじめを受けた児童を徹底的に守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

（３） 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。

② 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

５ インターネット上のいじめへの対応

近年、携帯電話・スマートフォンやゲーム機など、無線LANを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、容易にインターネットに接続できる環境が拡大されつつあり、児童生徒にとって、これまで以上に莫大な情報に接する機会が増えてきている。また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、「インターネット上のいじめ」（以下「ネットいじめ」）の未然防止に努める必要がある。さらに学校は、児童生徒に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める必要がある。

（１） ネットいじめの特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、刑法上の名誉棄損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。

- ・インターネット上に一度流出した個人情報等は、回収・消去することが極めて困難であるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子供の携帯電話・スマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・子供の利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

(2) ネットいじめの未然防止・早期発見について

児童生徒に対して、ネットいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、学校や地域の実態及び児童生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する必要がある。

- ・早期発見の観点から、教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・児童生徒が悩みを抱え込まないよう、学校内に児童生徒が相談しやすい環境を作ることが重要である。また、地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・ネットいじめについて、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童生徒同士のルール作りを推進する。
- ・保護者は、子供と家庭内で話し合い、利用に関する基準づくりなど適切な対応に努める。

(3) ネットいじめの対応について

- ・ネットいじめの対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害児童生徒及び加害児童生徒双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、掲示板の管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方

法務局の協力を求める。

- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 削除依頼等の手順について

・事実の確認

被害者本人及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童生徒の認知状況等を確認し、実態を把握する。なお、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容は保存しておく。

・対応方針の検討

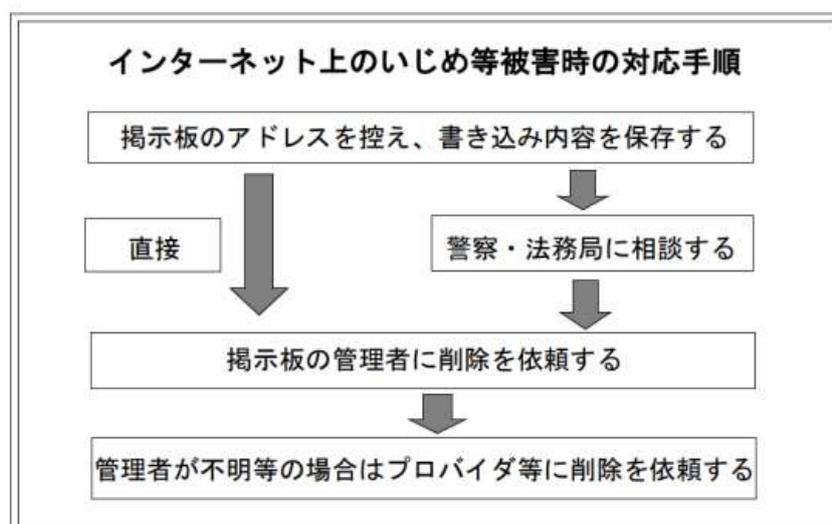
把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。

・児童生徒への対応

被害者本人への対応（不安の共感的理解）、加害者への対応（書き込み者が特定されている場合）、当事者以外の児童生徒への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と並行して行う。

- ・インターネット上の対応 書き込み者が特定できた場合には、当該児童生徒に書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できない場合には、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。削除依頼のタイミングは、事案の内容に応じて適切に判断する必要がある。

- ・事後の経過の確認 書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る必要がある。



第3 いじめの早期発見および対処に関する留意事項

1 いじめの早期発見に関する留意事項

(1) 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、児童は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情・しぐさなどで表している。教師は、一人一人の児童が救いを求めて発するサインを見逃さず、児童が自らSOSを発信やすることやいじめの報告は勇気のいることであることを理解し、早期に対応する。

<学校での一日>

○ いじめを受けている児童が学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業開始時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 忘れ物が多くなる ○ 用具・机・椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらげや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいあだ名で呼ばれる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループ分けで孤立することが多い ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く

給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食べ物にいたずらをされる ○ グループで食べる時、席をはなしている ○ その児童が配膳すると嫌がられる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人です ○ 椅子や机がぼつんと残る 	<ul style="list-style-type: none"> ※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人です
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用事がないのに学校に残っている日がある ○ クラブ活動に参加しなくなる ※ 他の子の荷物を持って帰る

○ いじめを行っている児童が学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文具等を本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリント等の配布物をわざと配らなかつたり、床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で身体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押しつけている
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動の際等、自分の道具を持たせている ○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている ○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の好きな食べものを無理矢理奪う
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする

放 課 後	○ 自分の用事に付き合わせる	○ 違うクラブ活動なのに待たせて一緒に帰る
-------	----------------	-----------------------

<注意しなければならない児童の様子>

様 子 等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視線を合わさない ○ 教師と話すとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物・靴・傘等を隠される 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刃物等，危険な物を所持する ○ 服装が乱れたり破れたりしている
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日記・作文・絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書・教室の壁・掲示物等に落書きがある ○ 教材費・写真代等の提出が遅れる ○ インターネットや携帯電話・スマートフォン等のメールに悪口を書き込まれる ○ SNSのグループから故意に外される 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反，万引き等の問題行動が目立つようになる

(2) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から，児童の家庭での様子について，以下のような相談があった場合，いじめを受けているのではないかと受け止め，指導に当たる。

<いじめを受けている児童が家庭で出すサイン>

- ・衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・投げやりで、集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。
- ・ゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

<インターネット上のいじめを受けている児童が家庭で出すサイン>

- ・パソコンや携帯電話・スマートフォン等を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくと画面を切り替え、画面を隠そうとする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

2 いじめへの対処に関する留意事項

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめを行っている児童・いじめを受けている児童への個別の指導を徹底するとともに、いじめを行っている児童・いじめを受けている児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

また、「いじめを絶対に許さない」雰囲気为学校全体に醸成するためにも、周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童への指導も行う。

(1) いじめを受けている児童への対応

【学校】

- ・いじめを受けている児童を徹底的に守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員が必ず相談相手になることを約束する。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者・教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静にじっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・児童の長所を積極的に見つけ認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめを受けている児童を徹底的に守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。
- ・いじめがなくなったと判断するのは、被害児童に対する心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3ヶ月は続き、本人とその保護者が心身の苦痛を感じていないことを面談にて確認する。
- ・いじめが解消したと判断した後も再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

【家庭に望むこと】

- ・子供の様子に十分注意して、子供のどんな小さな変化についても気にかけて、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子供の長所を積極的に見つけ認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信をもたせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し安心させるとともに、本人の話を冷静にじっくりと聞き、子供の気持ちを受容し共感的に受け止め、心の安定を図る。

(2) いじめを行っている児童への対応

【学校】

- ・頭ごなしに叱るのではなく、いじめを受けた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・集団によるいじめの場合、いじめを行っていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめを行った児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、どのような行為がいじめであるかをじっくりと説諭する。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・いじめを行った児童の背景や心理状態等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。

- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることもあるため、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭に望むこと】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・子供の変容を図るために、子供との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

(3) いじめを受けている児童の保護者への学校の対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり来校してもらったりして、話し合いの機会を早急にもつ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめを受けている児童を徹底的に守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子供の様子に十分注意してもらい、子供のどんな小さな変化についても学校に連絡するよう要請する。

(4) いじめを行っている児童の保護者への学校の対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめを受けている児童や保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめを受けた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・いじめを行った児童の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(5) 周りで見えていた児童への学校の対応

- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級活動や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

4 学校いじめ防止基本方針の公表

策定した学校いじめ防止基本方針は、PTA総会等の機会を捉え、保護者に説明・啓発する。

5 主な相談機関の案内

相談機関	電話番号	受付時間
石川県教育委員会 24時間 SOS 相談テレフォン	076-298-1699	24時間受付
石川県心の健康センター	076-238-5761	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～13:00
金沢地方法務局 子どもの人権110番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
金沢少年鑑別所内 金沢法務少年支援センター	076-222-4542	月～金 9:00～17:00
石川県警少年サポートセンター いじめ110番	0120-61-7867	24時間受付
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00
かほく市教育センター・「すまいる」	076-283-7170	月～金 8:30～17:15